

令和2年9月16日付「令和2年度後期の全学共通科目について」について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2020年9月16日）

令和2年9月16日付「令和2年度後期の全学共通科目について」について以下の通り質問します。

1. 「1. 授業実施形態について」において、対面で実施する授業に関してオンラインやオンデマンドでの授業を並行して実施するとしていますが、文面を読む限りでは非対面での受講の事由として新型コロナウイルス感染症への不安のみが挙げられ、その他の理由（授業開始までに通学可能な住居の用意が間に合わない、前後の授業を当該授業に無関係な人もいる自習室の環境で受講したくないなど）で非対面の授業を受講できないように捉えられます。文書は新型コロナウイルス感染症への不安以外での理由の非対面の授業形態の選択を認めない意図で書かれたのでしょうか。

2. 「2. 対面授業受講にあたっての感染症対策について」において、「授業参加者の感染が判明した場合には、当該授業を中止します。」とありますが、これは当該授業において対面による授業を取りやめるという趣旨でしょうか、それとも当該授業の開講を取りやめ、単位の修得ができなくなるなど、別の趣旨で書かれたものなのでしょうか。

3. 「2. 対面授業受講にあたっての感染症対策について」において、「授業参加者の感染が判明した場合には、当該授業を中止します。」とありますが、ここにいる「授業参加者」は、直近の一定期間における授業の出席者を指すのですか、それとも当該授業に履修登録を行った者を指すのですか。

【回答】（回答日：2020年9月23日）

（回答者：国際高等教育院）

貴重なご意見ありがとうございます。

1. 基礎疾患を有するなど新型コロナウイルスに対して不安を感じる学生への配慮として、対面で実施する授業であっても並行してオンラインやオンデマンドによる授業を実施することとしております。おっしゃる通り後期対面授業を受けるにあたって、下宿先が手配できていないなど新型コロナウイルスに起因する事情は配慮の対象になります。
2. 対面により授業を中止するという意味になり、授業そのものが中止になるわけではございません。
3. 前者と考えておりますが、本学の危機対策本部及び保健所の指示に従うこととなります。